

いじめを速やかに解消した事例3(中学校第1学年女子)

～全校体制による組織的な対応～

問題の把握

1、1月に実施したいじめのアンケートに「同学年の女子生徒数名から悪口を言われる」との記載があった。また、同じアンケートの「友人が学校でいじめられているのを見たり、聞いたことがある」の項目で被害生徒に関する記載があり、その後、担任が個別に面談したところ、いじめの事実が判明した。

対応状況

○ 学級担任における事実確認
アンケート実施前は、被害生徒にかかわっていじめの兆候を見つけたことはできなかった。アンケート実施後に再び被害生徒と個別面談を行い、いじめについて詳細な内容を確認した。その結果、加害生徒に「死ね」や「生きてもいい」などの悪口を言われていたこと、また、学級のほとんどの生徒は、知らないふりをしていたことがわかった。

○ 緊急に対応した内容

12月1日 アンケートの結果をもとに個別面談した結果、いじめの事実を確認する。担任が、いじめに関する情報収集を行った。
・担任は、管理職に報告し、指導の方針について確認した。
・夕方、被害生徒宅へ家庭訪問を行い、保護者にいじめの事実について丁寧に説明するとともに、被害生徒の様子を聞いた。
・家庭訪問後、必要な支援を整理するとともに、職員明会を行い、事実及び今後の対応について全職員に周知した。
12月2日 傍観していた生徒から個別に状況を聞き取り、整合性を図りながら事実を把握するとともに、傍観することはいじめにわかっていることと同じであることを指導した。
・加害生徒2名とそれぞれ面談し、いじめの事実を確認するとともに、いじめは絶対に許されないものであること、自己変革を促すよう指導した。
・担任と生徒指導担当教諭の同席の下、被害加害生徒は被害生徒に謝罪した。

組織的な対応

① 支援チームの編成

※メンバー

- ・管理職・担任及び学年団
- ・養護教諭・スクールカウンセラー
- ・生徒指導主事

※取組内容

- ① 正確な事実の把握(情報収集)
- ・生徒への指導(被害生徒、加害生徒、傍観者)
- ・保護者への対応(保護者の理解・加害生徒の理解)

② 指導方針の確立と共通理解

- ・いじめられた子ども立場に立った指導を行うとともに、いじめられる子どもや外側にいる子ども及び保護者に対し、適切かつ迅速に対応する。
- ・全職員が危機管理の意識をもった対応に当たる。

○ 中・長期的に対応した内容

- 加害生徒の保護者へ、今後の対応の方針を伝え、理解を得た。
- 定期的な養護教諭やスクールカウンセラーが教育相談を行い、被害生徒の心のケアに努めた。
- 登下校時や休み時間、清掃時間などに観察を行った。
- 充実させた。開発的な教育相談をいじめの問題に関する校内研修を実施した。
- 学級の支持的風土の改善を図った。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・疑いも含め、いじめを把握した時点で、速やかに事実確認や情報収集を行うとともに、被害生徒宅への家庭訪問を実施する。
- ・職員による支援チームを構成するとともに、職員全体で指導方針について共通理解を図る。
- ・傍観していた生徒からも個別に状況を聞き取り、整合性を図りながら事実の最終確認を行う。
- ・長期的な視点で、予防的・開発的な教育相談の取組を充実するとともに、いじめの問題に関する校内研修を実施する。

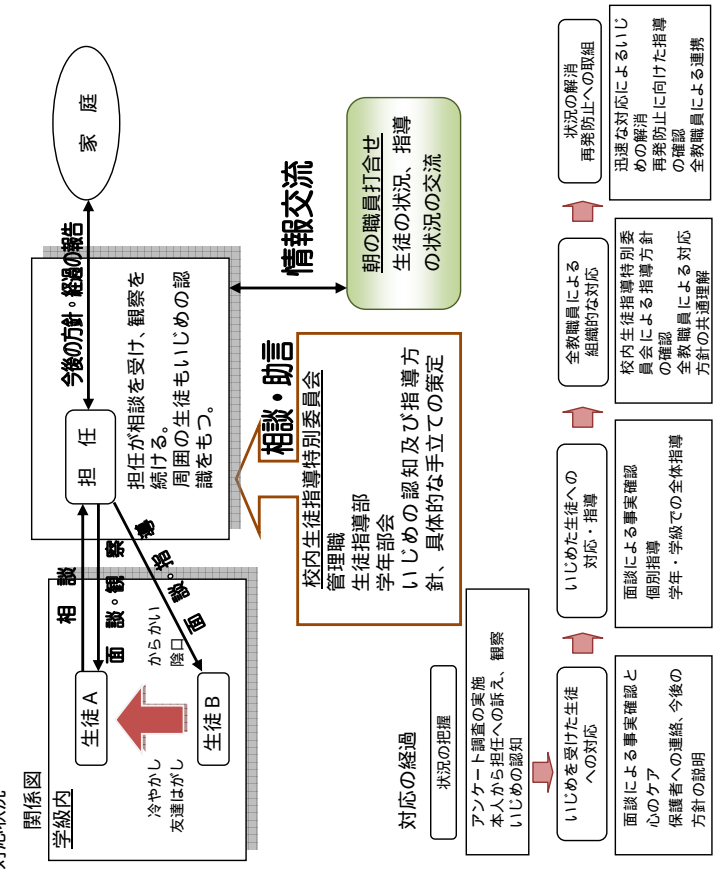
いじめを速やかに解消した事例3(中学校第2学年女子)

～全教職員による組織的な対応～

問題の把握

小学校の頃から特定の女子生徒との人間関係について担任に相談があり、観察を続けていたところ、陰口や友達ほがしなどの行為を断続的に受けていることが判明したため、いじめであるとの事実を確認した。

対応状況



いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・いじめのアンケート調査を定期的の実施するとともに、面談により生徒からの訴えを的確に聞き取る。
- ・学級担任が一人で対応することなく、校内生徒指導特別委員会を中心に、いじめの認知及び指導方針、具体的な手立てについて策定すること。
- ・いじめを受けた生徒の保護者と速やかに連絡を取り、今後の方針等について説明を行うこと。

いじめを速やかに解消した事例6（中学校第3学年女子） ～全教職員による組織的・多面的な対応～

問題の把握

第3学年女子Aは、バレーボール部で副キャプテンを務めるなど、リーダー的存在であった。体育大会が終わった後、学級がまとまらなくなってしまったとき、Aの様子が変化し、元気がなく部活動も休みがちになった。中体連が始まるころ、Aの先輩が何者かにカッターで切られるなどのいじめの事実があることが保護者からの連絡によりわかった。

対応状況

即時対応
情報収集
指導方針の確立
支援チームの編成
家庭訪問

担任は当該生徒及び関係生徒への事実確認を行い、実態把握を行った。また、管理職に状況報告を行い、指導方針を確立した。
生徒指導主事は、必要な支援を整理し、Aにかかわることができると判断し、必要に応じて支援チームを編成した。
担任は学年主任と共に家庭訪問し、Aの保護者にこれまでの指導の経過を説明するとともに、Aの家庭での様子を聞いた。

中期対応
当該生徒への心のケア
学級、学年全体、部活動への指導
当該生徒の居場所づくり
保護者との連携

担任と生徒指導主事は、Aと他の女子に対する指導を行い、「いじめは絶対に許さない」という気持ちを持たせ、また、Aの保護者に対して、Aへの関わりを深めてもらうよう依頼するとともに、Aの保護者に対する支援を行った。
担任は、スクールカウンセラーと協力してAの心のケアを行うとともに、Aに目標を設定させ、認めたり励ましたりする機会を多くした。
担任と副担任は、学級の生徒にいじめの事実を伝え、いじめの卑劣さや仲間を思いやる気持ちをもつことの大切さ等について促した。学年の教職員は学年集会を開き、最高学年としての自覚を促した。養護教諭は、Aが教室へ戻れない場合を考慮し、保健室等の居場所を用意し、Aが落ち着いて過ごすことができるよう配慮した。ハレーボール部顧問は、今後の部活動の在り方を、キャプテンを中心に話し合わせ、チームワークの大切さ等を指導した。
全教職員による多角的な支援により、Aは少しずつ落ち着きを取り戻し、通常の学校生活を送ることができるようになってきた。

長期対応
学級経営の見直し
校内研修の実施
全生徒に対する自己指導能力の育成

担任と生徒指導主事は、学級経営案の見直しを行い、積極的な生徒指導と開明的・予防的教育相談を取り入れた学級経営計画の改善を図った。
研修担当は、生徒指導や教育相談に関する校内研修を設定し、あらゆる場面で生徒指導の機能を生かした教育活動を行うよう働きかけた。また、備品の管理を徹底した。
本事例においては、加害生徒を特定することができなかったが、組織的かつ多面的な対応により、全校生徒に「いじめは絶対に許さない」という意識を醸成することができた。また、その後はAに対するいじめは発生していない。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント
・いじめの問題を担任だけに任せずに、組織的・多面的に対応する体制をつくること。
・生徒の実態を踏まえ、解決のための方針を明確にすること。
・「たれが」「なにを」とのようないじめの状況について具体的にすること。
・すくに対応すべき「即時対応」と、根本的な解決を目指す「中・長期対応」に分けること。

認知したいじめを速やかに解消した事例6（中学校第3学年女子） ～いじめ問題対策委員会を中心とした全教職員による組織的な対応～

問題の把握

9月下旬に、被害生徒から、「SNS上に嫌なことを書かれた」という訴えがあり、担任が教育相談を実施してSNS上に書き込まれた記述内容を確認した。また、学校においても複数の生徒から嫌なことを言われたり、冷やかされたり、仲間はずれにされたりするなどのいじめを受けていることを確認し、いじめ問題対策委員会による対応を進めた。

対応状況

〔対応の経過〕

○校内体制の確立

・当該校においては、「いじめ問題対策委員会」を組織し、学期に1回程度、いじめ問題の未然防止・早期発見等の調査を実施していた。
・被害生徒からの訴えから、複数の加害生徒による行為をいじめと認知した学校は、校長の指示により、「緊急対応会議」を開催し、「調査班」や「対応班」等の役割分担を明確にし、それぞれの班が互いに連携を図りながら、いじめの早期解決に向けた対応を進めた。

○被害生徒への対応

・「調査班」は、担任の教育相談の内容から、被害生徒のいじめの状況を把握し、緊急対応会議で今後の指導方針等を明らかにするとともに共通理解を図った。
・「対応班」は、緊急対応会議の指導方針等に基づき、迅速な対応を進め、養護教諭が中心となり、心のケアと併せて、登下校時間や休み時間、清掃時間などで生徒の様子を見守った。
・担任は、被害生徒の保護者との連絡を密にし、学校の指導方針や取組状況等について細かく情報提供し、学校の対応に理解と協力を求めた。

○加害生徒への対応

・加害生徒3名に対しては、それぞれの担任と学年主任が個別面談を行い、いじめの行為の重大さに気付かせ、今後、このような行為を行うことがないよう指導した。
・担任は、加害生徒の保護者に対していじめの事実とともに、学校の指導方針や加害生徒に対する指導状況を説明し、学校の対応に理解と協力を得ながら家庭での指導を働きかけた。

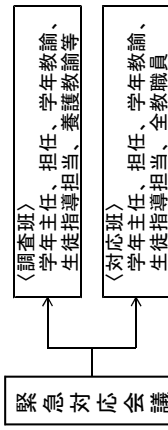
○全校生徒への対応

・SNSの適切な利用について、情報モラル教育の全体計画を見直し、継続的に指導する。

〔組織図〕

いじめ問題対策委員会

〔構成員〕
教頭、生徒指導部長、学年主任、指導教諭、養護教諭等
※定例のいじめ対策委員会は、学期に1回程度開催し、未然防止等の調査に取り組む。



※いじめを認知した場合、緊急対応会議を開催し、いじめの調査と対応に分担して取り組む。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

・学校長のリーダーシップの下、「いじめ問題対策委員会」を組織し、構成員である全教職員が、役割を明確にしながら、組織的に対応すること。
・いじめを認知した場合、「緊急対応会議」を開催し、学級担任や学年の教諭、生徒指導担当、養護教諭等による「調査班」や「対応班」を編成して、迅速に情報の収集や対応を行うこと。

認知したいじめを速やかに解消した事例3（中学校第1学年女子）

～役割を明確にした組織的な対応～

問題の把握

9月に被害生徒の保護者から「被害生徒が同学年の男子にからかわられている」との訴えがあり、その後、学級担任や養護教諭が個別に教育相談を実施したところ、いじめの事実を認知した。

対応状況

- 複数の教諭による事実確認
 - ・保護者からの訴えの下に、被害生徒と複数の教諭が教育相談を行い、いじめを認知した。
 - ・具体的な事象として、被害生徒は、同学年の複数の加害生徒から継続的にからかわられていた。

（注）●～被害生徒側への対応 ▲～加害生徒側への対応

- 9月2日 ●保護者からの訴え
- 9月3日 ●複数の教諭による被害生徒との教育相談（いじめの認知）
 - ・当該学年で対応を協議
 - ・当該学年教諭及び生徒指導部で対応と指導の方針案の策定
 - ・生徒指導主事及び学年主任、学級担任は、管理職に報告し、管理職は今後の対応や指導の方針について指示
- 9月4日～9日 ●支援チーム（体制）の編成
 - ▲生徒指導主事及び学級担任による被害生徒宅への家庭訪問（聞き取り内容の報告と対応方針の連絡）
 - 職員報告を行い、事実及び今後の対応を全職員に周知
 - ▲複数の教諭による加害生徒に対する事実確認（加害事実の認知）
 - 被害生徒と加害生徒に対する加害事実の再確認
 - 被害生徒、加害生徒及び双方の保護者への説明
 - ▲被害生徒の保護者が弁護士に相談
 - ▲加害生徒への指導及びその保護者との相談
 - 管理職が地域の人相談
 - 学級担任と養護教諭による継続的な教育相談
 - 学年集会で学年主任がいじめは絶対に許されないこと等の継続的な指導
 - 管理職及び学級担任による被害生徒宅への継続的な家庭訪問の実施
- 10月下旬 ●いじめの解消を確認
 - 通常の学校生活を再開

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・事実を把握した時点から重点的に対応する支援チーム等を編成し、組織的かつ速やかに対応する。
- ・事実確認を丁寧に行う。
- ・養護教諭による教育相談を行い、被害生徒の心のケアに努める。
- ・いじめの問題の未然防止の観点から、予防的・開発的な教育相談、道徳教育の充実を図る。

いじめを速やかに解消した事例5（中学校第3学年男子）

～スクールカウンセラーとの連携による組織的な対応～

問題の把握

中学校第3学年の男子生徒Cは、同級生から、からかいを受けるなど、友達とのトラブルが絶えなかった。また、友達と良好な人間関係を構築することができないことや、友達とうまく話をすることができないことに悩んでいた。

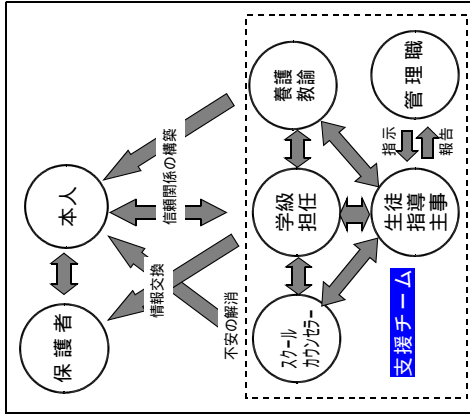
学校では、学級担任や養護教諭を中心に教育相談を行いながら、当該生徒の悩みやトラブルに対応していた。

このようなか、当該生徒は、学級担任に対して、修学旅行の事前準備中に友達からいじめられていると訴え、学級担任が事実確認を行ったところ、いじめであることが確認された。

対応状況

組織的な対応

- ・スクールカウンセラーを加えた支援チームを設置し、学級担任や養護教諭の情報に基づき支援計画を立案した。
- 学級担任の加害生徒への対応
 - ・学級担任は、支援チームの方針に基づき、加害生徒に対して「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢を示した。
 - ・加害生徒と当該生徒に、自分や相手への気持ちを文章に書かせるなどして、両者の人間関係の改善を図った。
- スクールカウンセラーの当該生徒への対応
 - ・当該生徒に対して、これまでの学校生活で嫌だったことや困ったことなどを話すとともに、いつでも相談に来るよう勧めた。
 - ・当該生徒は相談室を訪れ、自分が苦手としている学校行事への参加や、準備等への不安や悩みを話すようになり、友達とのトラブルが減少した。



いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・学級担任等が「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢を示すとともに、支援チームによる組織的な対応を行ったことにより、いじめの早期解決につながったこと。また、生徒に自分の内面を見つめさせたことにより、人間関係の改善が図られたこと。
- ・学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等が情報を共有し、支援チームの方針を立てたことにより、役割分担を明確にした取組を進めることができたこと。

認知したいじめを速やかに解消した事例4（中学校第2学年女子） ～校内体制の充実及びスクールカウンセラーと連携した取組～

問題の把握

2月下旬頃から、当該生徒は体調面の不調が見受けられていた。4月下旬、部活動の顧問が保護者と面談した際、当該生徒が同じ部活動の同学年女子3名から無視や悪口などを継続して受けてきたことを認知した。

対応状況

- 校内体制の充実による組織的な対応
 - ・ いじめの認知後、直ちに、管理職、担任、生徒指導部によるいじめ対策委員会が、全教職員への報告及び指導方針を示した。
 - ・ 関係する生徒ごとに担当の教諭を決め、相談体制を整えた。
- スクールカウンセラーとの連携

当該生徒との面談や問題の解決に向けた職員への助言、全学年を対象に自己や他者の大切さ、コミュニケーションについて考える講演を実施した。

(1) 短期的な対応

- ア 担任、担当教諭が、当該生徒の心のケアを行った。
- イ 担任、担当教諭が、加害生徒に対して、いじめの行為の重大性について気付かせ、反省を促した。
- ウ 教頭が、保護者やPTA3役に事案の説明と学校の対応への協力を依頼した。

(2) 中期的な対応

- ア 担任、部活動顧問、養護教諭等が連携しながら、加害生徒への指導、当該生徒に対する心のケアを継続的に行った。
- イ いじめを許さない環境づくりをテーマにした全校集会、学年集会等を実施し、意識を深めさせた。自己と他者の大切さを考えさせるスクールカウンセラーによる講演会も行った。
- ウ スクールカウンセラーによる、教職員の教育相談の方法に対する理解を深めるための研修会を実施した。さらに、この研修内容を踏まえて、各担任が学級活動においてグループエンカウンターを行った。

(3) 長期的な対応

- ア 学校は、今後とも当該生徒と随時面談を行う体制を整えた。
- イ 日常における当該生徒の変化について、些細なことでも取り上げ、全教職員で共通理解を図っている。
- ウ 学校と家庭とが連携を密にし、当該生徒の状況について、情報共有を継続的に行っている。

対応状況

- 当該生徒は、その後、いじめを受けることはなくなり、8月末にはいじめは解消したと判断できる状況となった。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・ いじめの問題に対し、全教職員が組織的・計画的に取り組みとともに、生徒に「いじめは絶対に許さない」という姿勢を日頃から示すなどして、生徒の規範意識を高めること。
- ・ 教職員だけでなく、スクールカウンセラーを招聘するなど関係機関と連携して取り組むこと。

いじめを速やかに解消した事例5（中学校） ～相談機関におけるメール相談の対応～

○ケース1 トラブルがはじめに発覚することを自分の方で回避した事例（中学校第3学年）

問題の把握

中学校第3学年の生徒から、「最近、いつも一緒に過ごしていた友人に避けられるようになり悩んでいる。」「避けられるようになった理由として思い当たるとは無い。」「と友人との関係改善に向けた電話相談を受けた。

対応状況

- 相談機関の対応
 - 問題解決に向けて相談者自身が取り組めることは何かについて考えることや、相談者の気持ちを手伝って伝えることなどを提案した。
- 相談者の変容
 - 相談者は、友人とは何かを改めて考え、友人との付き合い方を自分なりに見直した。その結果、友人との関係は徐々に回復した。

○ケース2 いじめに悩む友人のために自分ができることを考えたい事例（中学校第1学年）

問題の把握

中学校第1学年の生徒から「学級で友人がいじめにあっていることについて悩んでいる。」「担任に相談したが、状況はあまり変わっていないと感じている。」「自分にできそうなことが他に思い付かない。」「と電話で相談を受けた。

対応状況

- 相談機関の対応
 - 保護者など身近な大人に再度相談することや、いじめられている友人を引き続き支えてあげること、友人に相談機関を紹介することを提案した。
- 相談者の変容
 - 相談者は、自分ができるとは何かを改めて考え、友人の話を聴いてあげることが支えになると考えた。また、友人に相談機関への相談を勧めようとも考えた。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・ 問題の解決に向けてできるだけ早期に行動することを促すこと。
- ・ 身近な大人や相談機関に、いつでも相談できることを知らせること。
- ・ 身近な大人に相談しても結果が思わしくない場合は、相談の仕方や相手を変え、再度相談することを促すこと。

**いじめを速やかに解消した事例4（中学校第2学年女子、小学校第6学年女子）
～相談機関におけるメール相談の対応～**

ケース1 からのいじめを相手とじっくり話をすることで解決した中学校第2学年の事例

問題の把握

相談者は中学校第2学年の女子生徒本人。相談者は今まで仲のよかった同学年の女子生徒から、からかわれたりするようになり悩んでいる。ある男子との交際が理由ではないかと考えており、今後、どうすればよいかについて助言を求めメールでの相談を受けた。

対応状況

相談機関の対応

本件について身近な大人に相談すること、いじめの問題解決に向けて相談者自身が行い組めることはないか考えてみることを提案する内容のメールを返信した。

相談者の変容

相談者は、自分でできることを考えた結果、からかう行為を行う生徒と直接話をし、自分の気持ちや考えを正直に伝えることにより、人間関係を回復させ、いじめは解消した。

ケース2 相手の分らないいじめに悩み、家族に相談することで解決した小学校第6学年の事例

問題の把握

相談者は小学校第6学年の女子児童本人。新しいクラスになってから相談者への悪口の書かれたメモが数回机の中に入っていたことがあり、悩んでいる。担任の先生に話してみたが「気になるな」と言われ、本気で対応してくれないと感じている。学級の中の誰かにいじめられているのではないかと心配になり、助言を求めメールでの相談を受けた。

対応状況

相談機関の対応

学校が相談者のつらい気持ちを理解し、解決に向けて取り組んでもらえるように、再度担任が、難しいのであれば別の先生に相談して見ること、あるいは保護者から学校の先生に伝えてもらうなど、複数の相談相手を挙げ相談を促す内容のメールを返信した。

相談者の変容

相談者は、まず母親に相談し、その後、母親から担任に話をしてもらった。担任は、相談者の悩みに対応するため、面談と学級指導をくり返した結果、相談者からは、悪口などのいじめがなくなったことを報告するメールがあった。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・問題の解決に向けてできるだけ早期に行動することを促すこと。
- ・身近な大人や相談窓口に、いつでも相談できることを知らせること。
- ・相談を勧めた相手との相談結果が思わしくない場合は、相談の仕方や相手を変え、再度相談することを促すこと。

**認知したいじめを速やかに解消した事例6（中学校第1学年女子、小学校第6学年男子）
～相談機関におけるメール相談の対応～**

ケース1 周囲からのいじめに悩み、信頼できる人に相談することで解決した中学生の事例

問題の把握

相談者は中学校1年生の女子生徒本人。相談者は学校生活において、同じクラスのある生徒とすれ違いざまに悪口を言われたり、言い返すと陰で叩かれたりするなどされていることから、つらい思いをしており悩んでいる。今後、どうすればよいかについて助言を求めメールでの相談を受けた。

対応状況

相談機関の対応

本件について、一人で抱え込むことなく、身近にいる信頼できる人に相談すること、もし、自分から学校の先生に相談することが難しいようであれば、保護者から学校の先生に伝えてもらうことを提案する内容のメールを返信した。

相談者の変容

相談者は、メールの返信を受け、自分から先生や友人に伝えることを決心した。結果として、信頼できる友人にじっくりと相談をしたことにより、いじめは解消したとの報告があった。

ケース2 保護者が、学校や関係機関と連携を取って早期対応をした小学校の事例

問題の把握

相談者は小学校6年生の男子児童の保護者。相談対象者が、6年生になってから転校した新しい学校でからかわられるようになり、仲良くなった友人に話しかけることも遮られるなどの嫌がらせを受けるようになってきた。現状を改善するために、学校との連携の取り方についての助言を求めメールでの相談を受けた。

対応状況

相談機関の対応

どんな些細なことでも、相談者や相談対象者の思いを学校に伝えていくこと、いじめの対応について心配があれば、管理職とも納得がいくまで話し合いをして、共通理解のもと、協力して相談対象者を守っていく姿勢が大切であるという内容のメールを返信した。

相談者の変容

相談者は、今まで以上に相談対象者とのコミュニケーションを取りながら、担任の先生と連携を図るようにした。その結果、学校は相談対象者を中心に据えた対応を積極的に行うようになり、相談対象者も相談者も安心感を得ることができたとの報告があった。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・一人で抱え込むことなく、周囲の信頼できる人に早急に相談を促すこと。
- ・悩んでいる児童生徒の保護者の協力、関係機関等の連携の下で迅速に対応すること。

認知したいじめを速やかに解消した事例4（中学校第1学年男子） ～相談機関での相談者の意向を尊重し、保護者や関係機関と連携した対応～

問題の把握

夏季休業前に、当該生徒より、部活動の上級生から持ち物から隠されたり、わざとボールをぶつかけられたり、「部活動に参加しなくてもよい」と言われたりするなどのいじめを受けており、つらい思いをしている旨のメールと電話での相談を受けた。

対応状況

○相談の内容

| 相談状況 | 相談者の相談内容、相談機関の回答内容等 |
|------|---|
| 1日目 | <ul style="list-style-type: none"> ・メール(複数回)で、いじめの内容や学校名等を伝えてきた。 ・電話で、自分のつらい心情を訴えてきた(相談員の呼びかけには答えなかった)。 |
| 回答 | <ul style="list-style-type: none"> ・メールで、身近な信頼できる大人(家族や学校の先生など)へ相談する必要があることを伝えた。 |
| 2日目 | <ul style="list-style-type: none"> ・メール(複数回)で繰り返して、いじめの内容を保護者には相談できないうことを伝えてきた。 |
| 回答 | <ul style="list-style-type: none"> ・メールで、改めて家族や学校の先生へ相談する必要があることを伝えた。 |
| 3日目 | <ul style="list-style-type: none"> ・メール(複数回)で、相談機関から保護者に連絡してほしいことを伝えてきた。 |
| 回答 | <ul style="list-style-type: none"> ・メールで、保護者と連絡が取れる時間帯を確認した。 |
| 連絡 | <ul style="list-style-type: none"> ・電話で、相談者の保護者へ連絡した。 |
| 回答 | <ul style="list-style-type: none"> ・メールで、相談者に相談者の保護者に連絡したことを伝えた。 |
| 4日目 | <ul style="list-style-type: none"> ・メールで、保護者と話をしながら学校に相談したことを、学校での対応、学校での様子等について伝えてきた。 |

○家庭や学校との連携の内容

- ・学校の先生や保護者に相談することを相談者に勧めたところ、当方から保護者へ連絡をしてほしいとの要望があった。
- ・保護者に電話でメールの内容を伝えるとともに、保護者には、当該生徒に雪の添い、じっくりと話を聴く時間をもつことが大切であることなど、いじめられている子どもへの対応についてアドバイスした。
- ・保護者と相談者で話し、相談者と保護者で学校に相談することとなった。
- ・相談者と保護者から相談を受けた学校は速やかに対応し、相談者は通常の学校生活を送れるようになり、相談者及び保護者とも学校の対応に納得している。
- ・相談者は所属していた部活動を退部し、他の部活動へ所属することを検討している。

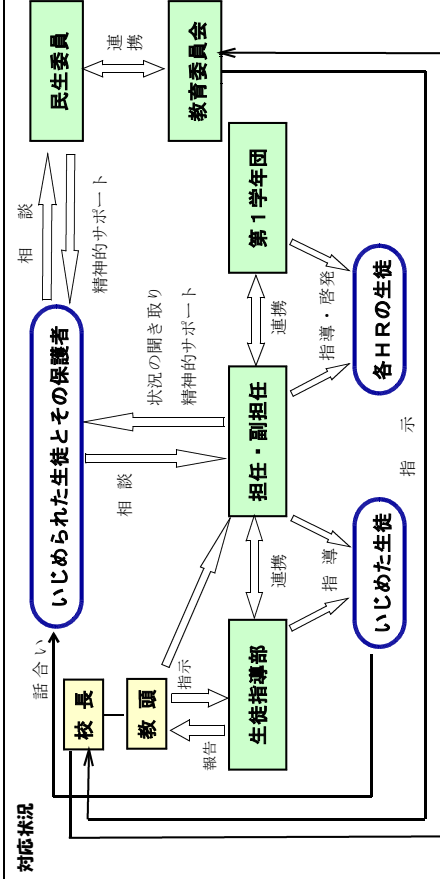
いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・できるだけ早い段階で、学校の教職員や保護者等の周囲の信頼できる大人へ相談することを勧めること。
- ・相談者が相談してきた気持ちを大切に、相談者を守る姿勢で、気持ちに寄り添い、相談者の立場に立って話を聴き、その意向を受け止めること。
- ・相談者からの解決に向けた要望を踏まえ、その意向を確認しながら家庭や関係機関等との連携を図り、迅速かつ適切に対応を進めること。

認知したいじめを速やかに解消した事例5（中学校第1学年男子） ～関係機関との連携による迅速な対応～

問題の把握

12月中旬、担任に対し、いじめられた生徒から、級友4～5人にいじめられている旨の訴えがあった。また、いじめられた生徒の保護者から、教育委員会に対し、「いじめがあるため、生徒を安心して登校させることができない」という訴えがあった。



○いじめられた生徒及びその保護者への対応

- 12月10日 ・担任と副担任がいじめられた生徒の家庭を訪問し、いじめの状況について詳細に聞き取った。
- 12月11日 ・生徒指導部を交えた緊急学年会議を開催した。
- ・家庭訪問で得た情報について教職員間で共有し、今後の対応について共通理解を図った。
- ・いじめられた生徒への対応、いじめた生徒への指導、HRにおけるいじめの未然防止の指導の方針を立てた。
- ・校長と担任が家庭訪問し、学校としての対応の方針、いじめた生徒への指導の方針について保護者に説明し、了承を得た。

○いじめた生徒及びその保護者への対応

- 12月11日 ・生徒指導部が、いじめた生徒からいじめの事実を確認した。
- ・生徒指導部は、いじめた生徒からいじめに至った経緯を把握し、反省を促した。
- 12月12日 ・担任から保護者にいじめの事実と今後の指導方針について説明し、了承を得た。
- ・生徒指導部と担任による個人面談を実施した。
- 12月13日 ・担任は、いじめた生徒に対し、人間としての倫理観や規範意識を身に付けさせる指導を行った。
- ・いじめた生徒がいじめられた生徒に謝罪の手紙を書いた。
- ※今後、いじめられた生徒といじめた生徒が直接話し合う機会を設ける予定である。

○HR全体への指導

- 12月12日 ・いじめられた生徒の意向を踏まえ、個人が特定されないよう配慮し「いじめは決して許されぬこと」といじめられていると感じたら早く相談すること」を、さらに、「いじめを見た周囲の生徒も早く相談すること」などについて、HRで各担任から指導した。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・いじめの訴えがあった場合、速やかにいじめられた生徒から聞き取りや家庭訪問などを行い、事実の把握に努めるとともに、いじめの解消に向けた校内体制を構築する。
- ・教育委員会、民生委員など、関係機関と連携し、迅速かつ組織的に対応する。
- ・日頃から、生徒に対し、いじめの防止に向けた指導を意図的、計画的に行い、意識の醸成を図る。

